



平成27年6月30日

横浜市長 林 文子 様

特定非営利活動法人

神奈川子ども未来ファ

理事長 山崎美貴子



特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告
にかかる改善措置の実施について（報告）

このたびは、行政として市民活動を推進されている貴市をはじめ、特に当法人の活動を支えてくださっている方々や多くの市民の皆様との、これまで築いてきた「信頼と安心」を大きく失墜させてしまいました。当法人としては、標記の改善勧告を受けて、組織全体で勧告内容の一つひとつを情報共有し、御指摘の各項目や組織運営等について、役員を中心として具体的な改善策とその実施等について取組んでまいりました。

つきましては、次のとおり改善措置を行いましたので報告いたします。なお、今後も引き続き所要の改善を行い、不正行為を二度と起こさない組織運営を行うとともに、早急に関係者や市民との信頼回復に努める所存でございます。

1 経理の基準に関する改善について（法第45条第1項第3号）

当法人においては、長期に亘り経理担当職員の不正行為が発生したにも拘らず、平成25年度の決算手続きにおいても発見されず、平成26年10月に至り、他のNPO法人の横領事件をきっかけに発覚するという事態が発生してしまいました。

その結果、当法人の会計帳簿においては、経理担当職員による不正行為が原因となった資産の減少等について記録がなされておらず、認定基準に違反する状態となっております。

このたび、平成26年度の決算にあたり、銀行口座や会計帳簿等の調査を行い、発生主義に基づく会計処理を行いました。具体的には、① 経理担当職員によって引き出された8,151,406円を業務上横領による損害額として計上するとともに、損害賠償請求権として同額を計上しました。② 同じく経理担当職員による不明な入金2,870,000円がありましたが、これに関しては負債勘定仮受金として処理しその内容が明らかとなり次第、適正な勘定科目等に仕訳を行うこととしました。

2 法令違反に関する改善について（法第45条第1項第7号）

元経理担当職員による不正行為を長期に亘り見過ごしていたため、平成25年度の決算書類（貸借対照表、財産目録）において、横浜銀行関内支店普通預金（特別会計



口座) の実際の残高が 306,961 円であるにもかかわらず、7,082,655 円と計上されていました。

これについて、上記 1 のとおり改善措置をとり、平成 26 年度の決算書類においては、貸借対照表及び財産目録において、元職員未収金として損害賠償請求権に関する 8,151,406 円を計上し、不明な入金 2,870,000 円について仮受金として計上しました。

これにより、平成 26 年度の決算書は法人の資産、負債及び資本の真実な内容を明瞭に表示し、総会においても承認され、所轄庁に提出いたします。

(別添 1 平成 26 年度活動計算書、貸借対照表、財産目録)

3 監事職務の遵守に関する改善について (法第 18 条)

監事職務を確実に理解し遂行するため、次の項目を行ったうえで、平成 26 年度の業務執行及び財産状況の監査を適正に実施し改善を図りました。

- (1) 理事、監事及び事務局職員全員を対象とした監査業務の研修を実施し、監査業務に関する重要性を認識しました。
- (2) また、認識を深めるため、「NPO 法人の監事の監査チェックリスト」により模擬監査を実施しました。

4 法人の組織運営体制について

組織運営について、意思決定や経理に関する明文規定がなく、責任体制も不十分であったため、次の項目を改善し再発の防止を図ります。

- (1) 役員担当業務表に基づき役員分担を明確にするとともに、役員の責任に基づく事業推進と運営管理に関する進捗管理を理事長が自ら行うこととしました。
- (2) 組織や事業に関わる重要な事項について、役職員が権限に基づいて業務を執行することを目的に、決裁及び委任マニュアルを制定し決裁権限に基づく体制を整えました。
- (3) 今回の不祥事は、事務職員交替や役員変更に伴い一人の職員のみが業務情報とその処理を独占していたことも一因である。このような状況を防止し、役員相互の情報共有促進と運営管理の継続性、安定性を確保するため、コンピュータの記憶媒体を含めた文書管理マニュアルを制定しました。
- (4) 経理規程の制定、現金等取扱マニュアルの一部改正を行い、不適切な処理を防止する措置をとりました。なお、現金等取扱マニュアル (平成 26 年 12 月 25 日制定) に基づき、現金出納の組織的牽制作用を働かせるため、キャッシュカードの廃止、銀行印と預金通帳の分離保管を実施しました。また、責任者による現金出納帳や預金出納帳の確認を行うとともに、領収書保管を徹底します。
- (5) 今後、7 月以降経理担当職員の研修により、会計、経理事務の正確性を高めること、また、理事会への研修報告を通して経理・会計部門の重要性を組織として情報共有し

ます。

- (6) なお、監査体制を充実するため、平成27年度通常総会において、税理士である細野理事が退任のうえ、監事に就任する提案について承認されました。

5 消失資産への対応について

- (1) 財産目録記載の損害賠償請求額（元職員からの資金回収）について、担当弁護士と協議しながら引き続き回収に努力します。また、刑事告発に基づく警察署の動向についても捜査協力のうえ、注視します。
- (2) 市民からの寄付金を上記消失資産の補てんに充てないことを基本認識として、平成27年度事業計画の各事業の考察を重ねます。
- (3) 消失資産に相当する金額については、当法人の役員、支援者から事業継続を念頭に合計900万円を超える金額が集まっています。

6 今後の改善計画について

「第三者評価委員会」報告（4月27日）を受けて、当法人役員自らの反省に基づく再建へ向けて、寄付者、会員、運営委員、助成団体等を構成員とし、再発防止と再建に係る取組について、意見をいただくための「自己点検自己評価委員会」を6月26日に設置し第1回委員会を開催しました。この自己点検自己評価委員会での御意見を踏まえ再建計画を策定し、事業再開と時期を判断します。

(別添2 自己点検自己評価委員会設置要綱)